

公の施設における指定管理者制度に関する基本方針

平成17年 9月策定
平成18年12月改正
平成22年 6月改正
平成25年 5月改正
平成30年 3月改正
平成31年 4月改正

奈良市

目次

第1章 基本方針の趣旨	3
第2章 指定管理者制度の概要	4
第3章 奈良市の基本的な方向性	6
第4章 指定管理者の指定の手続	8
第5章 指定管理者による適正かつ効果的な管理の確保	11
【指定管理者制度導入工程】	14
【関係資料】	
1. 地方自治法（抜粋）	15
2. 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例	17

第 1 章 基本方針の趣旨

奈良市には、学校や文化施設、福祉施設、体育施設等、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、地方公共団体が設ける「公の施設」が数多く設置されている。従来、この「公の施設」は、学校や市営住宅等のように、市が直接管理（直営）を行うほか、多くの文化施設や体育施設等については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の「管理委託制度」に基づき、奈良市の出資法人、公共的団体に管理を委託してきた。

しかし、「地方自治法の一部を改正する法律」（平成 15 年法律第 81 号。平成 15 年 6 月 13 日公布、同年 9 月 2 日施行）により、「公の施設」の管理について、従来の「管理委託制度」にかわって、住民サービスの向上と経費の縮減を目的として新たに「指定管理者制度」が創設されることとなった。

そこで、奈良市においては、平成 17 年 9 月に「奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成 17 年条例第 85 号）及び「公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」を定め、これらに基づいて指定管理者制度を運用してきた。

このたび、これまでの指定管理者の指定の手續等を踏まえ、さらに指定管理者制度の効果的かつ円滑な運用を図るため、「公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」を改正することとした。

なお、この改正は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に指定管理者を指定した場合にあっては、可能な限り改正の趣旨を尊重して、指定管理者制度を運用するものとする。

第2章 指定管理者制度の概要

第1節 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるとき、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に当該公の施設の管理を行わせる制度である。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。そのため、指定管理者とすることができる団体については、地方自治法上は制限がなく、民間事業者、NPO、ボランティア団体、地元の自治会等幅広く対象となる。

ただし、道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができない。

第2節 指定管理者に行わせる管理の業務

指定管理者が行う管理の業務については、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定する。指定管理者に使用許可を行わせることはできるが、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、指定管理者に行わせることはできない。

第3節 指定管理者制度の導入

指定管理者制度の導入に当たっては、条例において、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めなければならない。

第4節 指定管理者の指定の手續

指定管理者の指定に当たっては、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

第5節 利用料金の扱い

利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合、利用料金は条例の定めるところにより、当該普通地方公共団体の承認を受け、指定管理者が定める。

第6節 指定管理者による適正な管理の確保

指定管理者は、毎年度終了後、当該公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、普通地方公共団体に提出しなければならない。

普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

普通地方公共団体は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第3章 奈良市の基本的な方向性

第1節 指定管理者制度の目的

奈良市は、公の施設の管理のあり方について、公の施設の設置の目的を効果的に達成することを基本的な理念とし、この理念の実現のため、指定管理者制度の導入・運用を図るものとする。

なお、本方針の内容は、その目的を達成するために、全ての公の施設のあり方や、指定管理者の指定の手続、指定管理者による適正かつ効果的な管理の確保の手法、指定管理者制度導入による効果等について継続的に検証を行い、必要に応じて見直すものとする。

第2節 指定管理者制度導入の可否

公の施設の設置の目的、法令上の制限、管理運営できる法人その他の団体の存在、指定管理者制度を導入することによる有効性・効率性、市民の理解等を勘案し、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成すると認められる場合は、指定管理者制度を導入するものとする。

第3節 指定管理者の募集の方法

指定管理者には、当該公の施設の設置の目的を最も効果的に達成することのできる法人その他の団体を指定する必要がある。そのため、当該公の施設を管理運営することができる団体から広く申請を求めると（公募）が有効であると考えられる。しかし、施設の性格や設置の目的、業務の特殊性や専門性、政策的な見地等から、公募になじまない施設や公募を実施することが困難な施設がある。

したがって、次の事由に該当する場合を除き、指定管理者を公募するものとする。

- ① 管理運営において事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要とされる公の施設であって、他の団体によっては施設の設置の目的の達成又はその他の市の施策の推進に重大な支障をきたすため、管理運営できる団体が特定される場合
- ② 地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしい場合
- ③ 医療施設又は福祉施設等利用者に対して特に配慮が必要とされる公の施設であって、指定管理者の変更が利用者の心身に重大な影響を及ぼすおそれの

ある場合

- ④ P F I 事業により当該公の施設の管理運営を行わせる場合
- ⑤ 新たに指定管理者制度を導入する公の施設であって、当該公の施設と同種類の公の施設又は近接する公の施設の指定管理者として現に指定されている団体に一体的に管理運営を行わせることが効率的であると認められる場合
- ⑥ 当該公の施設の廃止、休館その他重要な変更を予定している場合
- ⑦ 指定管理者の公募を行ったが申請がなかった場合又は申請した団体がすべて選定の基準を満たしていなかった場合
- ⑧ 当該公の施設の管理上やむを得ない事態のため、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
- ⑨ その他市長又は教育委員会が指定管理者の公募を行うことが適当でないとする特別の事情がある場合

なお、①から⑨に掲げる事由に該当する場合、公募によらず、特定の法人その他の団体に限定して申請を求めること（非公募）ができるものとする。

【P F I (Private Finance Initiative)】

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営などの事業を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、低コストで良質な公共サービスの提供を実現する官民の新たなパートナーシップの構築を前提とした新しい手法。

第4節 指定管理者に管理を行わせる期間

指定管理者に管理を行わせる期間は、P F I 事業により公の施設の管理運営を行わせる場合その他特別の事情がある場合を除き、3年から5年までの範囲で、当該公の施設の性格等により定めるものとする。

第5節 利用料金制

使用料を徴収する公の施設にあつては、会計事務の効率化及び指定管理者の自主的な経営努力の促進により当該施設の設置目的の効果的な達成に資するかを考慮し、利用料金制の採用を検討するものとする。

なお、利用料金制度をとる場合は、募集の際に利用料の減免に係る取扱いを明らかにするものとする。

第6節 自主事業の実施

管理業務以外に当該施設の利用者への便益の提供を目的とした事業を、当該施設

の設置目的の達成に資すると認められる場合は、指定管理者自らの企画提案に基づいて、自己の費用と責任による事業の実施を認めることができる。

第7節 債務負担行為の設定

指定期間が複数年度にわたり、かつ、市から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合は、債務負担行為を設定するものとする。

第4章 指定管理者の指定の手続

奈良市は、当該公の施設の設置の目的を最も効果的に達成することのできる法人その他の団体を指定管理者として指定するため、次のとおり定めるものとする。

第1節 指定の申請者の資格

指定の申請を行う法人その他の団体の要件は、公の施設を管理する上での安定性・公正性、当該公の施設の設置の目的・性格、法令の制限等を勘案し、公の施設ごとに定めるものとする。

ただし、特別の事情がある場合を除き、当該団体又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は申請することができないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、奈良市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ② 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）に基づき、入札参加停止を受けている者
- ③ 法人市町村民税（法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合は、団体の代表者の個人市町村民税）を滞納している者
- ④ 第5章第6節〔暴力団等の介入の排除〕に掲げる欠格事由に該当する者

第2節 指定の申請

指定の申請に当たっては、指定申請書に次の書類を添付して、提出させるものとする。

- ① 当該公の施設の事業計画書及び収支予算書
- ② 定款、規則その他これらに類する書類
- ③ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- ④ 当該法人その他の団体の財務の状況を明らかにすることのできる書類
- ⑤ 当該法人その他の団体の活動の内容を明らかにすることのできる書類
- ⑥ 当該法人その他の団体が申請の資格を有することを証明する書類又はこれに準ずる書類
- ⑦ その他市長又は教育委員会が必要と認めた書類

第3節 指定管理者の募集

指定管理者を公募しようとするときは、その旨を告示するものとする。

また、次に掲げる事項を記載した募集要項、指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準の詳細等を記載した業務仕様書及び申請書その他の様式を配布するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

- ① 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、所在地及び概要
- ② 指定管理者に行わせる業務の範囲
- ③ 指定管理者に行わせる管理の基準
- ④ 指定管理者に管理を行わせる期間
- ⑤ 指定管理者に支払う公の施設の管理に係る経費及び利用料金制に関する事項
- ⑥ 指定の申請を行う団体の資格
- ⑦ 指定管理者の選定の基準及び選定の方法
- ⑧ 指定の申請の方法、申請に要する書類及び申請の期限
- ⑨ その他市長又は教育委員会が必要と認めた事項

また、指定管理者を公募によらず、特定の法人その他の団体に限定して申請を求める場合は、理由を付してその旨を市のホームページに掲載するものとする。

第4節 指定の申請の受付

指定の申請の受付の期限については、募集を開始してから概ね1ヶ月を経過した後の日とするものとする。

ただし、指定管理者を公募によらず、特定の法人その他の団体に限定して申請を求める場合は、その限りではない。

第5節 指定候補者の選定

市長又は教育委員会は、指定の申請を行った法人その他の団体（以下、「申請者」という。）から、次に定める選定の基準を満たし、最も効果的に当該公の施設の設置の目的を達成することのできる団体を指定候補者として選定するものとする。

- ① 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること。
- ② 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ③ 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- ⑤ その他市長又は教育委員会が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準

選定に当たっては、奈良市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者について審査するものとする。

選定委員会は、指定候補者の選定ごとに設置する。委員は6人又は5人とし、委員の過半数は学識経験を有する者を含む市職員以外の者とする。委員長は委員の互選により定める。

なお、選定委員会は、指定管理者を公募したときは、申請者を面接して、その意見又は説明を聴くものとする。

選定の結果については、申請者全てに通知するとともに、選定の理由を付して遅滞なく市のホームページに掲載するものとする。

第6節 指定管理者の指定

市長又は教育委員会は、指定の議決を得て、指定候補者を指定管理者として指定するものとする。この場合、指定する団体に速やかに通知するとともに、その旨を告示し、かつ市のホームページに掲載するものとする。

なお、指定管理者を公募したときは、併せて市の広報紙に掲載するものとする。

第5章 指定管理者による適正かつ効果的な管理の確保

奈良市は、当該公の施設の設置の目的を最も効果的に達成するために、指定管理者が適正かつ効果的に当該公の施設の管理運営を行うよう、次のとおり定めるものとする。

第1節 指定管理者との協定の締結

市長又は教育委員会は、指定管理者に当該公の施設の管理を行わせるまでに、次に掲げる事項を定めた当該公の施設の管理に関する協定を指定管理者と締結するものとする。

- ① 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、所在地及び概要
- ② 指定管理者に行わせる業務の範囲
- ③ 指定管理者に行わせる管理の基準
- ④ 指定管理者に管理を行わせる期間
- ⑤ 事業計画書及び事業報告書に関する事項
- ⑥ 指定管理者に支払う公の施設の管理に係る経費及び利用料金制に関する事項
- ⑦ 秘密の保持及び個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 情報の公開に関する事項
- ⑨ 災害発生時における対応に関する事項
- ⑩ 指定の取消し及び公の施設の管理の業務の停止に関する事項
- ⑪ 指定管理者の原状回復に関する事項
- ⑫ 損害の賠償に関する事項
- ⑬ その他市長又は教育委員会が必要と認める事項

第2節 事業報告書及び事業計画書の提出

市長又は教育委員会は、毎年度終了後、指定管理者に当該公の施設に係る管理業務の実施状況及び収支の状況（複数の施設を一括して管理している場合は、施設ごとの収支の状況を含む。）を記載した事業報告書を提出させ、これを精査して、管理状況を把握し、必要に応じて指導するものとする。

また、市長又は教育委員会は、当該年度をもって指定の期間が満了する場合を除き、指定管理者に毎年度終了前に次年度の事業計画書（施設ごとの管理業務に係る数値目標を含む。）を提出させ、これを精査して、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成すると認める場合は、承認するものとする。

第3節 指定の取消し等

市長又は教育委員会は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

なお、市長又は教育委員会は、次のいずれかに該当する場合、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

- ① 指定管理者が指示に従わない場合その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合
- ② 条例の改廃により、指定管理者に業務を行わせる必要がなくなった場合
- ③ 天災その他やむを得ない事由により施設の全部又は一部を利用させることができなくなった場合

第4節 個人情報の保護

市長又は教育委員会は、指定管理者との当該公の施設の管理に係る協定の内容に応じて、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護のため、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）及び奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）に基づく事項を協定書に記載し、指定管理者に個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を講じさせるものとする。

第5節 市による管理

市長又は教育委員会は、次のいずれかに該当する場合、それぞれの公の施設に係る条例（以下「施設条例」という。）の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができるものとする。

- ① 指定の申請がなかった場合又は指定の申請を行った団体のいずれもが選定の基準を満たさなかった場合
- ② 指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合
- ③ 指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合

なお、①から③に掲げる事由に該当する場合、施設条例に指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる旨の規定があるときは、市長は、当該利

用料金に相当する額を使用料として当該公の施設を利用する者から徴収することができるものとする。

また、市長は、施設条例の規定の例により、使用料の全部又は一部を減免し、又は還付することができるものとする。

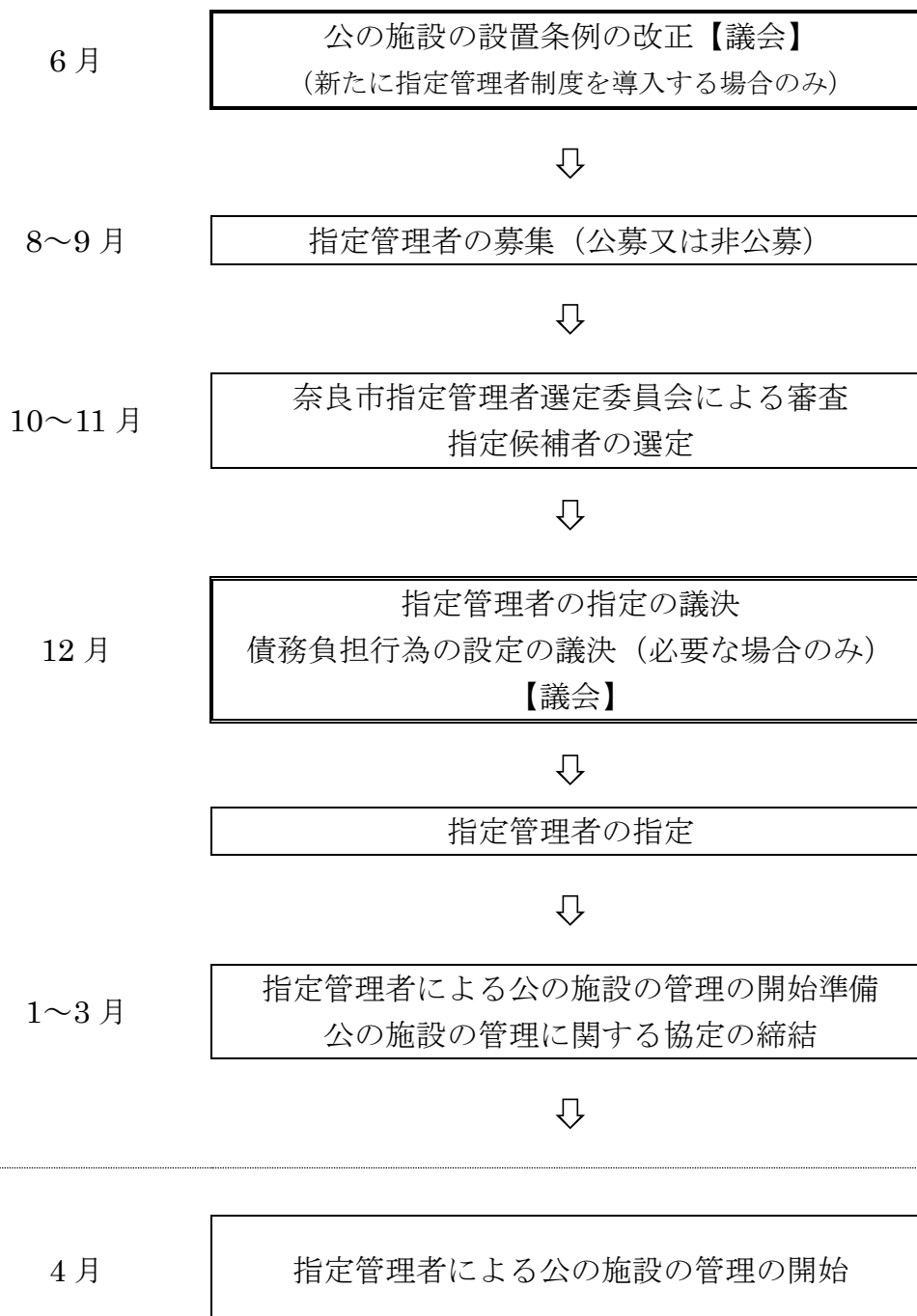
第6節 暴力団等の介入の排除

市長又は教育委員会は、指定管理者による公の施設の管理への暴力団等の介入を排除するため、公募による申請者又は公募による指定管理者が次に掲げる欠格事由に該当するかどうかを、施設所在地を管轄する警察署長に照会し、欠格事由に該当することとなる事実があると確認したときは、当該申請者にあつては失格とし、当該指定管理者にあつては指定を取り消すものとする。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
- ③ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
- ④ ①から③までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人その他の団体
- ⑤ 役員等（法人にあつては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあつては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
- ⑥ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人その他の団体

【指定管理者制度導入工程】

翌年 4 月より新たに指定管理者に管理を行わせる場合の例



【関係資料】

1. 地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上のものの同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2. 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年9月30日

条例第85号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の公の施設における地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の告示等)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を公募により指定しようとするときは、その旨を告示するとともに、次に掲げる事項を市の広報紙又はホームページにより公表するものとする。

- (1) 公の施設の名称、所在地及び概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定予定期間
- (4) 指定管理者に支払う公の施設の管理に係る経費及び利用料金に関する事項
- (5) 指定管理者の指定申請を行うことができる団体の資格
- (6) 第4条第1項に規定する指定候補者の選定の基準及び方法
- (7) 指定管理者の指定申請の方法
- (8) その他市長等が必要と認める事項

(指定申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長等に提出しなければならない。

- (1) 名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
 - (2) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 管理の業務の事業計画書及び収支予算書
 - (2) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - (3) 団体の財務の状況及び活動の内容を明らかにすることのできる書類
 - (4) その他市長等が必要と認める書類

(選定の基準及び方法)

第4条 市長等は、前条第1項の規定による申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮した上、公の施設の管理を行わせるのに最も適当であると認めた団体を指定候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書及び収支予算書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) その他市長等が公の施設の性質又は目的に応じて定める基準

2 市長等は、前項の規定に基づく指定に際し、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 市長等は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者選定委員会)

第5条 前条第1項の規定による指定候補者の選定について審査するため、奈良市指定管理者選定委員会を設置する。

2 前項の委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長等が定める。

(協定の締結)

第6条 指定管理者は、指定期間の開始前に、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第7条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。

2 指定管理者は、公の施設の管理の業務を行うに当たっては、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第11条並びに奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）第12条及び第13条に規定するところにより個人情報（特定個人情報を含む。）を適切に管理しなければならない。

(市長等による管理)

第8条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの公の施設に係る条例（以下この条において「施設条例」という。）の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

(1) 第3条第1項の規定による申請がなかったとき又は同項の規定による申請を行った団体のいずれもが第4条第1項各号に掲げる基準を満たさなかったとき。

(2) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(3) 指定管理者が管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、施設条例に指定管理者に利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。）を当該指定管理者の収入として収受させる旨の規定があるときは、市長は、当該利用料金に相当する額を使用料として当該公の施設を利用する者から徴収することができる。

3 前項の場合において、市長は、施設条例の規定の例により、同項の使用料の全部又は一部を減免し、又は還付することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月20日条例第51号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第11号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（奈良市温泉施設条例の一部改正）

2 奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）